

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律施行令の
一部を改正する政令について

1. 改正の趣旨

平成21年の通常国会において、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第75号。以下「改正法」という。）が成立し、同年7月10日に公布され、平成22年4月1日から施行されることから、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律施行令（昭和61年政令第252号）について所要の改正を行った。

2. 改正の内容（主なもの）

（1）交流等事業について（新第1条関係）

交流等事業として、①四島交流事業、②墓参事業、③自由訪問事業の各事業について具体的に定めることとした。

（2）国の負担割合の特例の対象となる事業の範囲について（新第2条、新第4条及び新第10条関係）

法第7条に規定する特定事業について、改正法で追加された「一般廃棄物の処理施設」、「消防施設」及び「水道」の3施設に関する事業の具体的範囲を新たに規定するとともに、事業の見直しを行い、「保育所」及び「林道」に関する事業を削除することとした。

（3）通常 of 国の負担割合を超えて国が負担し、又は補助することとなる額の交付に関し必要な事項について（新第5条から新第9条まで）

国が通常 of 負担割合を超えて負担し又は補助することとなる額の交付、引上率の通知等に関する事項を定めた。

※ 改正法による改正前の北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和57年法律第85号）でその規定の例によることとされている新産業都市建設促進法等を廃止する法律（平成13年法律第14号）による廃止前の新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和40年法律第73号）に基づく新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和40年政令第272号）のうち本案に関連する規定内容を踏襲して定めた。